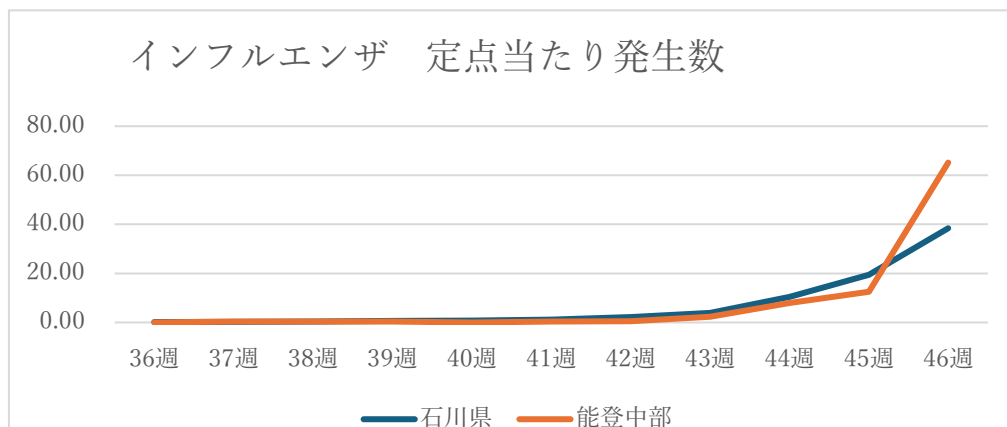


インフルエンザ警報が発令されました

県内では、石川県感染症発生動向調査におけるインフルエンザ患者の定点医療機関あたりの報告数が、令和 7 年第 46 週(11 月 10 日～11 月 16 日)で 38.40 人(報告全数 1,805 人)となり、警報の基準値である 30 名を超え警報が発令されました。昨年より 6 週早い警報となりました。

能登中部保健福祉センター管内でも、同様に報告数が増加しています。



管内の発生状況

管内では学校や保育所等においてインフルエンザの集団発生報告等が多く上がってきています。

インフルエンザの集団発生報告数(R7.11 報告 11/19 時点)				
	保育園等	小学校	中学校	高校
七尾市	3	4	2	0
中能登町	2	1	0	1
羽咋市	1	1	1	1
志賀町	2	2	0	0
宝達志水町	2	0	0	0

※学校は集団かぜ報告によるものです

インフルエンザとは

インフルエンザウイルスに感染する(飛沫感染、接触感染)ことによって起こる感染症です。

普通のかぜの多くは、のどの痛み、咳、鼻汁などの症状が中心で全身症状が現れることはあまりありませんが、インフルエンザは、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感等の症状が比較的急速に現れるのが特徴です。

インフルエンザは流行性があり、いったん流行が始まると、短期間に多くの人へ感染が広がります。

「かからない」・「うつさない」ために基本的な感染対策を徹底しましょう

1. 予防接種が有効です。
2. 外出後には、流水と石けんによる手洗いをしましょう。
3. 室内では加湿器などを使用し、適度な湿度(50～60%)を保ちましょう。
4. バランスのとれた栄養と十分な休養をとりましょう。
5. 流行時はできるだけ、人ごみや繁華街への外出を控えましょう。
6. 室内では、こまめに換気をしましょう。

